

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則 189 条に定める書面)

2025 年 7 月 1 日

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役 池谷 保彦

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
メディアリスロジ株式会社
代表取締役 酒井 辰一

メディアスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とメディアリスロジ株式会社（旧商号 メディアスグループ物流準備株式会社。以下「乙」という。）は、甲の物流戦略部及び物流推進部に係る事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙へ承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を2025年7月1日を効力発生日として行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791 条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

1.本件吸収分割が効力を生じた日

2025 年 7 月 1 日をもって本件吸収分割は効力を生じております。

2.甲における法定手続きの経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続及び会社法第 785 条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

甲は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

甲は、本件吸収分割に際して乙に対する債務の承継は行わず、本件吸収分割に対して異議を述べることができる債権者はいないため、債権者保護手続きは行っておりません。

3.乙における法定手続きの経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

乙の株主は、完全親会社である甲のみであり、乙に対して、会社法第 796 条の 2 に基づき本件吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

乙は、甲の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

乙は会社法第 799 条の規定により、2025 年 5 月 2 日付けの官報により、同条第 1 項第 2 号に掲げる債権者に対する分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

なお、乙には知っている債権者はいないため、個別催告は行っておりません。

4.本件吸収分割により乙が甲から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は効力発生日である 2025 年 7 月 1 日をもって、甲から吸収分割契約に記載された本件事業に属する資産、負債その他の権利義務を、同契約に従い承継いたしました。

5.本件吸収分割による変更の登記をした日

2025 年 7 月 1 日付けで本件吸収分割による変更登記申請を行いました。

6.前各号のほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上